

3. 福祉の地域資源を結ぶ重層的な支援ネットワークの形成

利用者の立場に立った多様な福祉サービスの提供を促進とともに、利用者がこうした福祉サービスについて、必要な情報を入手でき、さまざまな疑問や課題について、身近に相談することができるようなしくみや体制を整えます。

普段の暮らしや生活の質を高める視点を重視し、家族や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、できる限り家庭や身近な地区における小さな支援ネットワークで当事者を支えるとともに、その小さな日常生活の支援ネットワークを大きな地域福祉ネットワークで受け止められる体制を整備します。

施策指標	現状値	2012年度目標	2014年度目標
保健福祉サービスにかかる市の情報提供や相談体制を評価している市民の割合	52.7%	55.0%	56.5%
まちの保健室における相談件数	16,738件	25,000件	29,600件
地域子育て支援事業における相談件数 （「かがやき」「つくし」「家庭児童相談室」「子ども相談窓口」における相談件数の合計）	1,800件	2,000件	2,060件

（1）情報提供・相談体制の充実

（情報提供の充実）

○名張市地域福祉アンケート調査のなかに、「複雑な福祉の諸制度や施策は、必要となった時に必要な情報を適切に入手することが困難である」というご意見がありました。各種福祉事業や制度について、積極的かつ分かりやすい情報提供、情報発信に努め、円滑で効果的な活用を図ります。

○また、行政や社会福祉法人などが行う公的な福祉サービスだけでなく、地域づくり組織や地区社会福祉協議会、ボランティア団体などの福祉活動についての情報を収集、整理するとともに、インターネットなどを活用して、多様な主体を結ぶ保健福祉の情報ネットワークづくりを進めます。

（相談機能・体制の充実）

○社会の変化を背景に、市民が抱えている問題は複雑・多様化している現状にあります。市民のさまざまな相談に総合的に対応し、適切に福祉サービスにつなぐことができるよう相談窓口や体制を充実します。社会福祉協議会、障害者相談センター、保健センター、こども支援センターをはじめとし、各種の社会福祉法人の相談体制や機能を充実するとともに、さまざまな相談機関を結ぶネットワークを形成し、多様な問題について、総合的かつ専門的な対応ができるような体制を整えます。

○ 身近な暮らしの問題を扱う地域福祉の推進役である民生委員児童委員の効果的な活動のため、これまで同様、研修の充実や情報収集の支援を行うことに加え、ケース検討会の開催などにより、各種相談機関とのネットワーク形成のための活動を支援します。

○ 地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要です。「まちの保健室」が地域住民にとって、より身近な場と感じられるよう、また、関係機関との連携を密にし、さらなる機能の充実により、より効果的なものとなるよう取り組みます。

(利用者の権利擁護)

○ 認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人々が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業について、積極的な情報提供を進めるとともに、相談体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用に努めます。

○ 認知症などにより判断能力が不十分な人で、財産管理や契約などの法律行為を自分でできない人を支援する成年後見制度についての広報活動、相談窓口の設置など、適切な活用を推進します。また、成年後見制度の活用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、市長の代理申立てにより、利用を支援します。

○ 日常生活自立支援事業、成年後見制度の運用にあたっては、緊密な連携を行い効果的に市民の権利を擁護できるように努めるとともに、総合的な対応が行えるよう支援体制の充実に努めます。

(2) 質の高い多様なサービスの提供

(サービスの質の向上)

○ 複雑多様化する福祉ニーズに対応してサービスの質の向上を図るため、社会福祉協議会、大学等研究機関、社会福祉法人等の交流の場や機会を拡充し、情報交換、研修会、共同研究などを進めます。

○ 福祉サービスの継続的な改善を図るため、利用者の相談や苦情に対する体制の充実やサービス改善活動などを促進するとともに、職員の資質の向上を図るため、職員研修などに積極的に取り組むよう働きかけます。

○ 福祉サービスの質を高めるためには、福祉サービス提供者が自らのサービスを自己評価することが求められます。適切な評価基準や方法による評価制度の導入や評価結果の公開を行うよう働きかけます。また、評価の客観性を確保するため、統一的な評価基準の設定や第三者を交えた評価方法などについて、関係機関と協力して検討を進めます。

○市民の信頼と理解を得るために、サービスの内容や評価についての情報公開などを進め、事業運営の透明性の確保を図る必要があります。それにより、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図ります。

○福祉サービスを充実させるためには、多様な主体が福祉サービスを担い、それぞれの特色を発揮しながらサービスを競い合うとともに、それぞれに補完・協力して、新しい取組やサービスを創り出すことが必要です。社会福祉法人などに加え、民間事業者やNPOなど多様な主体が福祉サービスに円滑に参入できるよう情報提供など必要な支援を行います。

(総合的なサービスの確立)

○地域における生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することによって満たされることが少なくありません。さまざまな分野の組織や団体と協働して、身近な生活課題に対応して総合的、効果的に地域福祉活動が進められるよう、地域の人々や団体を結ぶネットワークづくりを進め、きめ細かな福祉ニーズや課題の発見とその対応を進めるなど、従来の福祉の枠にとらわれない取組を進めます。

○特に、次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、成長過程を通じて、教育や健康、福祉等のあらゆる分野の横断的な取組により、見守りや必要とされる支援を行っていくことができるよう、各関係機関の連携を促進します。

4. 地域における活動を支えるための支援体制の確保

名張市では、地域住民の自立や主体性を尊重しながら「自分たちのまちを自分たちでつくる」という住民自治を確立するため、住民主体の地域づくりに積極的に取り組んでいます。

これまでの地域づくりの経過や成果を生かしながら、地域の資源や特性を生かした地域福祉活動を進めるための計画づくり、地域福祉ネットワークの形成、共助のしくみづくりなど、地域における積極的な取組に対して効果的な支援を行い、地域づくりと一体的に福祉のまちづくりを進めます。

施策指標	現状値	2012年度目標	2014年度目標
有償ボランティアに取り組む地区の数	1地区	3地区	5地区

(1) まちづくりの推進

(地域づくりの推進)

○住民やN P O、行政などさまざまな主体が、地域づくりの理念や将来像を共有しながら、協働して個性豊かな魅力ある地域づくりを進めるため、地域づくりの基本的な指針となる地域ビジョンの策定を促進し、総合計画をはじめとする行政計画に反映します。また、各地区の地域づくりと一体的に福祉のまちづくりを進められるよう、各地区の地域ビジョンのなかに、地域福祉の推進に関する事項を定めるよう働きかけるとともに、社会福祉協議会と連携して福祉活動に関する情報交換を行うなど、各地区の地域福祉の活動を推進するための計画づくりを支援します。

○地域づくり組織を中心として地域におけるさまざまな生活課題を身近な地域で解決していくため、地域の実情や住民の意向を尊重しながら、社会福祉協議会と連携して、地区社会福祉協議会の再編や活性化を進めるなど、地域福祉の推進体制を充実します。

○名張市の最大の資源である人の力を生かし、住民自治を基本に、地域で暮らす住民が主体となって地域づくりを活発に展開できるよう、地域予算制度など財政的な支援、地域担当職員の配置など人的支援、地域づくりに関する情報提供などを引き続き進めます。

(地域福祉のコーディネート機能の充実)

○専門的な対応が必要な事例への対応や、地域に必要な資源の開発、地域資源のネットワークづくりなどを行う専門職(コミュニティーソーシャルワーカー(以下、「C S W」という。))を地域に配置することで、地域の活動充実を図る取組を進めます。現在、まちの保健室に専門職員を配置しており、保健・福祉の総合的な生活相談や関係機関との連携、地域福祉活動のサポート等を行っていますが、さらに、ソーシャルワーク機能を充実、発展させていきます。C S Wの配置については、今後、地域の実情と必要性に応じて実施します。

(ボランティア・市民活動等の促進)

○福祉をはじめ環境・教育・文化などのさまざまな分野のNPOやボランティアなどの市民活動がそれぞれの特長を發揮しながら活発に進められるよう、市民活動支援センターを中心に市民活動に関する情報提供、相談、人材育成などの支援、団体間の交流機会の拡充などを進めます。生活者の視点を重視しつつ、多様な市民のニーズに対応するためNPO等と行政の協働事業の実施、行政事務の委託などを進めます。

(2)地域間のネットワークづくり

○名張市は市街地や住宅地、農業集落などさまざまな性格の地域から構成されています。それぞれの地域の特性や資源を生かしながら、個性豊かな魅力ある地域づくりを行えるよう、地域づくりや地域福祉についての情報交換を進め共通する課題に対して協働して取り組むなど、地域間の交流・連携を促進します。

○住宅地の住民が集落部の森林や田園を活用して園芸福祉の活動を進めるとともに、集落部の住民が市街地の空き店舗や地区施設を活用して農産物の販売を行うなど、地域資源、施設の共同利用や地域間の相互補完を促進します。

(3)財源確保のための支援

○現在の地域福祉活動は、共同募金の配分金や、社会福祉協議会の会費からの交付金・補助金等によって行われています。事業の継続性を担保し、必要な資金を継続的に確保するためには、資金を地域で集めることができるしくみが必要になります。行政等の補助金などにより地域での活動運営を支援していく場合、その事業の継続性に支障をもたらす場合もあります。事業の実効性と継続性などを考慮し、活動財源の確保のための方策を研究し、取組の支援を行います。

(4)持続可能な行政運営

○激しい時代変化や厳しい財政環境に適切に対応するため、行政の役割やあり方を抜本的に見直し、行政が直接行っている福祉分野の事業についても、民間でできるものについては、積極的に民間に委ねるなど、政策形成、調整、評価機能を充実させ、質の高い効果・効率的な行政運営を行います。

○選択と集中を基本に、行政の責任で実施しなければならない真に必要で効果的な施策やサービスに重点的に取り組むため、さまざまな福祉事業やサービスの見直し、効率化を進めます。また、受益と負担のあり方を見直し、必要に応じて福祉サービスに対する適切な負担を求めるなど、持続可能な社会福祉のしくみを構築します。

○あるものを生かす知恵を發揮し、既存施設や資源の複合的な活用やネットワーク化を行うなど、社会資源の有効活用を進めます。

5. 地域医療(ケア)体制の整備

安心な医療を構築するために、地域の医療機関の機能分担と連携の強化を図り、さまざまな医療ニーズに対応できる連携型医療体制の構築を目指します。

あわせて、保健・福祉等の分野と連携を強化し、患者の病態の変化に対応し、切れ目のない包括的なケア体制の整備を進めます。

施策指標	現状値	2012年度目標	2014年度目標
かかりつけ医を決めている人の割合	77.4%	80.0%	83.0%
地域医療体制に満足している市民の割合	29.4%	31.0%	32.0%

(1) 安心な救急医療体制の構築

安心な伊賀地域の二次救急医療体制を確保するため、現状の二次救急輪番体制の見直しと病院機能の再編を行い、救急機能の集約化を段階的に進めます。また、救急医療情報ネットワークを構築し、救急医療に関する情報の集約化を図るとともに、受入れ不可能な状況の発生による救急搬送の遅れを減少させます。

(2) 地域連携型の医療体制整備

限られた医療資源を効果的に活用し、安心できる医療を提供できるよう急性期医療と慢性期医療、一次医療と二次医療、三次医療の適切な機能分担を進めます。また、津市や奈良県等の周辺地域の各医療機関との連携をいっそう強化し、広域的な医療連携体制を構築することにより、医療機関の空白地域の削減と地域住民の健康を支える地域連携型の医療体制の整備を進めます。

(3) 質の高い暮らしを支える包括的なケア体制の整備

地域住民の質の高い暮らしを支える在宅医療を推進するとともに、予防医療、福祉機能を含めた切れ目のない総合的なしくみを整備し、限りある医療資源の効率的な活用に取り組みます。また、地域の保健・福祉機関と医療機関の連携の推進と地域住民が参画し地域全体で支え合うしくみの構築に取り組みます。

(4) 住民の理解と参加による質の高い医療体制の整備

医療体制の再編に係る計画を適切に実行するためには、住民の理解と参加が不可欠です。そのため、医療の現状について住民理解を得られるよう、積極的な情報提供に取り組み、『地域医療を育てるのは住民である』ことを踏まえ、住民の信頼によって支えられる地域医療の構築を図ります。